

注意事項

▼商品券のコピーや偽造に注意ください

《確認のポイント》



コピーされた商品券は、この部分に、**H・C**の文字が浮かびあがります。また、商品券の色が正規と異なります。

偽造を見かけたら商工会議所まで連絡願います

《留意事項》

市では、点訳した商品券（点字の商品券）を発行しています。そちらは、正規の商品券として取扱いください。

▼商品券が利用できないもの・サービス

- 商品券やプリペイドカードなど換金性の高い商品
電子マネーへのチャージ、プリペイドカード、図書カード、ビール券、切手、はがき、印紙、店舗が独自に発行する商品券、テレフォンカード、各種商品券、各種回数券など
- たばこ（たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ）
- 不動産や金融商品
家賃・地代・駐車場代などの不動産に関わる支払い
宝くじ、スポーツ振興くじなどの金融商品
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- 国税、地方税や使用料などの公租公課
- 商品券の現金化
- 事業決済金としての流用
- その他
 - ・電気、ガス、水道の公共料金
 - ・インターネット、通販等での買物に対する支払い
 - ・生命保険料、損害保険料等の保険料の支払い
 - ・その他、当該事業の趣旨から不相当と認めるもの